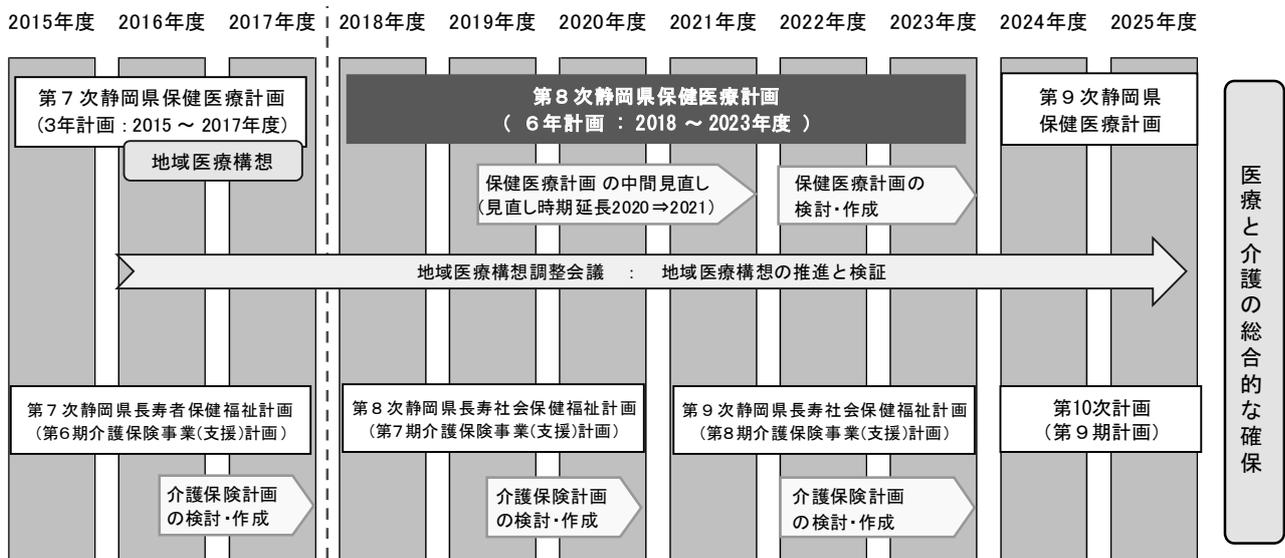


第1章 基本的事項

第1節 計画見直しの趣旨

- 静岡県では、保健医療に関する基本指針として、1988年度に最初の「静岡県地域保健医療計画」を策定し、その後、保健医療を取り巻く環境の変化に対応して、改定を重ねながら保健医療施策の推進に取り組んできました。
- 現在、医療を取り巻く環境は、かつてないほど大きな変化に直面しています。少子高齢化が急速に進行していく中で、限られた資源で、増加する医療及び介護需要に対応していくためには、今まで以上に医療と介護の連携が重要になってきます。
- こうした中、2014年6月には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）が成立し、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法が改正され「地域医療構想」が導入されました。
- これまでは、医療提供体制は主として県が、介護提供体制は主として市町が整備に努めてきましたが、今後は各圏域において、病床の機能分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制を構築し、さらに在宅医療・介護の充実等により、地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるように、本計画と介護保険事業（支援）計画の整合性を確保することが必要です。
- これらの課題に適切に対応するため、本県における保健医療に関する基本方針である第8次「静岡県保健医療計画」を2018年度から2023年度までの6年間を計画期間として策定しました。
- 医療計画については、医療法第30条の6の規定により、在宅医療その他必要な事項に関して、3年ごとに調査、分析及び評価を行い必要がある場合は変更することとされています。
- 本来ならば計画期間の3年目に当たる2020年度中に見直しを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染対策を優先するため、本県では、2021年度に見直しを行うこととしました。



第2節 中間見直しの位置付けと概要

1 位置付け

今回は計画期間の中間における見直しであることから、国の指針改正や関連する計画の改定等に伴い、新たな対応が求められる事項について、部分的な見直しを行います。それ以外の事項については、現行計画の内容をそのまま適用します。なお、本計画は、次に掲げる性格を有するものです。

- 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づく計画です。
- 静岡県総合計画の分野別計画です。
- 本県における保健医療施策の基本指針となるものです。
- 市町及び保健・医療・福祉の関係機関・団体等に対しては施策推進の方向性を示す役割を持ち、県民に対しては、自主的、積極的な活動を促進する役割を持つものです。
- 健康増進計画や高齢者保健福祉計画等、他の健康福祉政策との連携を図り、保健・医療・福祉の一体的な取組を推進するものです。

2 中間見直しの概要

今回の中間見直しについては、主に次に掲げる視点から見直しを行いました。

- 国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等」を踏まえ、疾病・事業及び在宅医療の必要となる医療機能と指標の見直し
- 新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、感染症対策に関する見直し
- 静岡県総合計画や、現行計画策定後に策定した分野別計画との整合を図るための見直し
- その他、現行計画策定後の状況変化を踏まえた見直し